

## 2026-1-16 第253回社会保障審議会介護給付費分科会

○村中企画官 定刻になりましたので、第253回「社会保障審議会介護給付費分科会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会議を活用しての開催とさせていただき、動画配信システムでのライブ配信により公開いたします。

会の開催に当たり、まず新たに分科会委員が着任されましたので、御紹介いたします。

東京大学名誉教授の岩村正彦委員です。

続いて、本日の委員の出席状況ですが、伊藤委員、大石委員、荻野委員、清家委員、東委員より、御欠席の連絡をいただいております。

また、御欠席の伊藤委員に代わり田河参考人、大石委員に代わり新田参考人、荻野委員に代わり山田参考人、東委員に代わり小出参考人に御出席いただいております。

田母神委員については遅れて御出席いただく旨、御連絡いただいております。

なお、長内委員、松島委員におかれましては、途中で御退席する予定です。

以上により、本日は20名の委員に御出席いただいておりますので、社会保障審議会介護給付費分科会として成立することを御報告いたします。

なお、公務等の都合により、林大臣官房審議官、介護保険計画課長は欠席、老健局長、高齢者支援課長は遅れての参加となりますので、併せて御報告申し上げます。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

事前に送付しております資料を御覧ください。同様の資料をホームページに掲載してございます。

会議の運営は、これまでと同様、オンラインで出席の委員の皆様におかれましては、御発言する際には「リアクション」から「手を挙げる」をクリックし、分科会長の御指名を受けてから発言いただくようお願いいいたします。

それでは、以降の進行は田辺分科会長にお願いいたします。

○田辺分科会長 それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、まず事務局のほうより、年末の審議報告を踏まえて、告示案につきまして、厚生労働大臣から社会保障審議会長への諮問書が提出されております。これに対する当分科会の意見を報告書という形で取りまとめたいと思います。

次に、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和8年度調査）の進め方及び実施内容について」、議論を行いたいと存じます。

まず、議題1の「令和8年度介護報酬改定に向けて（介護報酬改定案について）」を取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。では、よろしくお願いします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

本日は、令和8年度介護報酬改定における改定案につきまして、本分科会にお諮りをさせていただきたいと思います。

まず、資料の構成でございますが、諮問書及び諮問書別紙に基づきまして、令和8年度介護報酬改定における改定案に関する介護給付費分科会の御意見をお諮りをさせていただきたいと思います。

また、参考資料1が算定構造、参考資料2は昨年12月にお取りまとめをいただきました審議報告となりますので、適宜御参照いただければと考えてございます。

諮問書別紙につきまして、実際の告示の改正案になりますけれども、量が大変多いため、本日は資料1の「令和8年度介護報酬改定について」を用いまして、改正内容につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料1を御覧ください。1ページ目が目次となってございまして、こちらの項目に沿って御説明をさせていただきます。

2ページは令和8年度介護報酬改定の概要ということでございます。上段に概要としてまとめさせていただいておりますが、令和8年度介護報酬改定は、先般の経済対策において、令和9年度改定を待たずに実施することが決定されまして、改定率としては全体で+2.03%となりました。下段につきましては、昨年12月26日の本分科会においても御報告をさせていただきました大臣折衝における介護報酬改定部分についてということでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

3ページから5ページにかけまして処遇改善加算の拡充についての内容でございます。3ページでは令和8年度改定で処遇改善加算の改正イメージの全体像をお示ししております。概要の1つ目の丸にございますとおり、令和8年度改定では介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円、率にして3.3%の賃上げを実現する措置を実施するとともに、2つ目、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に月0.7万円、率にして2.4%の上乗せ措置を実施し、注書きで参考として記載しているように、介護職員については、定期昇給を含めた数字にはなりますが、合計で最大月1.9万円、率にして6.3%の賃上げを実現する措置を行うこととしてございます。

具体的な処遇改善加算の拡充内容については、2つ目の丸のマル1からマル3にお示ししているとおりでございます。まず、マル1のとおり、今回から処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大することとしております。こちらは先ほど御説明をさせていただきました介護従事者を対象に幅広く月1.0万円の賃上げを実現する措置に相当いたしまして、下の図の加算IからIVの赤色の点線で囲ってございます月1.0万円の賃上げを実現する措置に相当いたしまして、下の図の加算IからIVの赤色で囲っているマル1引上げ部分のとおり、既存の処遇改善加算の加算率の引上げを行うこととしております。

次に、マル2では生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設けることとしており、下の図にございますように、加算I口、加算II口を新設いたしまし

て、マル2上乗せの部分のとおり、既存の処遇改善加算の加算I及び加算IIの上乗せ区分として設けることとしております。こちらは生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象とする月0.7万円の上乗せ措置に相当し、加算率の上乗せを行います。

さらに、マル3といたしまして、これまで処遇改善加算の対象外であった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設することとしております。こちらも介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円の措置に相当し、こうした賃上げが実現できるような加算率を設定することとしております。

下の図では、左下の「マル3 処遇改善加算を新設」の部分に相当しまして、令和8年度特例要件もしくは処遇改善加算IVに準ずる要件を満たすことで処遇改善加算の取得が可能になるということでございます。

令和8年度特例要件につきましては、右下のオレンジ色の囲みにございますとおり、サービスごとにケアプランデータ連携システムへの加入や、生産性向上推進体制加算の取得、そして連携推進法人への所属のいずれかを満たすことを要件としております。

加えて、申請事務負担への配慮といたしまして、令和8年度特例要件におけるケアプランデータ連携システムへの加入や、生産性向上推進体制加算の取得については、申請時点では加入または取得の制約で可能とすることとしたいと考えております。

また、上段の右側のオレンジ色の箱の注にございますとおり、現行の処遇改善加算の対象サービスにおいては、令和8年度特例要件を満たすことで現行の処遇改善加算の取得要件であるキャリアパス要件I～IV及び職場環境等要件については、令和8年度中の対応の制約により、申請時点では要件を達成していない場合でも取得を可能とすることとしたいと考えてございます。

なお、これらの処遇改善加算の拡充につきましては、本年6月からの施行としたいと考えてございます。

続いて、4ページは処遇改善加算の加算率についてでございます。先ほど御説明をさせていただきましたマル1加算率の引上げ、マル2加算I・IIへの加算率の上乗せ、マル3処遇改善加算の新設に対応した後の加算率というものをお示ししております。なお、加算率でございますが、下段の注書きに記載しておるとおり、従来の加算率設定の考え方と同様に、サービスごとの常勤換算の職員数に基づき、平均的な職員配置の事業所・施設においてお示ししている目安額の賃金改善となるよう設定をしているものでございます。

5ページは取得要件についてまとめた図になります。スライド3で御説明させていただいた内容と重複いたしますので、説明は割愛をさせていただきます。

続いて、資料6ページは食費の基準費用額の見直しについてでございます。概要2つ目の丸にございますとおり、近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに、令和8年8月より食費の基準費用額について、1日当たり100円を引き上げることとしております。

また、食費の負担限度額についても、在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案いたしまして、本年8月より利用者負担、第3段階マル1の方については1日当たり30円、第3段階マル2の利用者の方については1日当たり60円を引き上げることとしてございます。下の図がイメージ図となってございます。

7ページは本年8月以降の基準費用額及び負担限度額の金額についてお示しておりますので、こちらも御参照いただければと考えてございます。

令和8年度介護報酬改定案についての事務局からの説明は以上となります。御協議のほど、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田辺分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がございました事項につきまして、御意見、御質問等ございましたら発言をお願いいたします。では、平山委員、お願ひします。

○平山委員 連合の平山です。

賃上げ部分についてコメントさせていただきます。介護現場で働く職員の確実な賃上げにつなげるということが非常に重要だと考えております。令和8年度介護報酬改定で今回措置された内容について、現場の方に分かりやすく広く周知・広報していただきたいと考えております。また、必要に応じて申請事務に係る支援などもお願ひしたいと考えております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

では、濱田委員、よろしくお願ひします。

○濱田委員 日本介護支援専門員協会の濱田です。

3ページに記載の処遇改善加算の対象となるサービスにつきまして、新たに要件化されましたことにつきましては評価されているところでございます。一方で、従前の介護職員処遇改善加算の際も、すぐには取得率が100%近くとはならず、事業所を運営する法人内の他の職員との均衡を図る観点等から、事業所・施設種別によっては申請率の上昇に時間がかかっていたと記憶しております。このため、申請率の進捗を踏まえた上で結構かと存じますが、9年度以降の要件につきましても状況を見つつ、柔軟な対応につきまして検討していただければと存じます。

また、今回、諮問書別紙150ページの参考10では、総合事業の介護予防ケアマネジメント費にも処遇改善加算が新設されたことにつきましても評価されているところでございます。なお、委託を受ける居宅介護支援事業所等でも処遇改善が図られる必要がございますので、市区町村から居宅介護支援事業所へ委託契約を締結する場合にも記載の加算が契約単価に反映されますよう、通知やQA等の発出で周知かたがたよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、志田委員、よろしくお願ひします。

○志田委員 ありがとうございます。認知症の人と家族の会の志田でございます。

資料1について要望を2つ申し上げたいと思います。認知症の本人や家族にとって、介護のある暮らしを支えてくれる介護労働者はなくてはならない存在です。今回の介護報酬改定により働く人たちの賃金が上がり、安定的な人材確保が行われるのはとても重要なことです。しかし、4ページの介護職員等処遇改善加算の拡充マル2を見ますと、大変複雑なサービス区分と加算段階の組合せがあり、事業所がきちんと加算を取得することができるのか心配になります。

介護保険制度がスタートして四半世紀が過ぎましたが、私たちの介護生活を支えてくれるホームヘルプサービスやデイサービスの事業所には小規模なところもたくさんあります。これまでも介護職員等処遇改善加算を請求する事務手続が大変、あるいは請求できないという声も聞いております。ぜひ全ての事業所がきちんと介護職員等処遇改善加算を請求できるよう、そして最低でも月1万円の賃上げができるよう、厚生労働省に丁寧な支援をお願いいたします。

もう一つは食費の基準費用額の見直しです。私たちが心配するのは、値上げによってサービスを利用できなくなる、あるいは諦める人が出ることです。特に補足給付対象の利用者は、そもそも所得の少ない人たちです。介護保険部会では居住費の自己負担額を引き上げる意見がまとめられています。しかし、食費と居住費の資料が別々になっているため、私たち利用者側にとっては、一体どのぐらいの負担が増えるのかよく分からないまま、不安な気持ちを抱えていることになります。

今年8月から補足給付の段階別に食費と居住費が合計で幾ら上がるのか事前質問をさせていただいたところ、資料1の7ページに示しておりますとのことです。しかし、食費については6ページに説明がありますが、居住費については7ページの負担限度額の表に赤枠で示していただいているだけで、利用者や家族が理解することはできません。次回以降でも構いませんので、ぜひ家族が理解できる資料にしていただくことを要望いたします。

また、関連して申し上げますと、認知症基本法や認知症施策推進基本計画で認知症の本人の方々の参画・参加が示されている中、言わば説明に関する資料については、とりわけ理解しやすい合理的配慮が必要だと感じておりますので、今後についてもよろしくお願いたいと存じます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、長内委員、よろしくお願いたします。

○長内委員 田辺分科会長、ありがとうございます。

まず、令和8年度の介護報酬改定に当たりまして、介護職員等の処遇改善加算の拡充によりまして、令和9年度の報酬改定を待たずして介護従事者等の賃上げ措置を実施することについては、人材確保に向けた一助になるのではないかと期待しているところであります。

しかしながら、今回の報酬改定は、令和6年の改定をベースに処遇改善加算の拡充により、介護従事者等の賃上げを図るものであり、あくまでも次期改定までのつなぎ的な性格が強いものであると受け止めております。今般の処遇改善加算の拡充について、特に小規模零細の訪問介護事業者では、職場環境等の要件を満たすことが難しいなどの理由から、今回の改定の恩恵を受けられない事業所も一定数出てくることと思われます。少しでも多くの事業者が処遇改善加算を取得することができるよう、その手法については今後も工夫していただきたいと思います。

また、報道によると、訪問介護事業者の倒産件数は、2025年に過去最多を記録し、件数を見ると、小規模零細事業者がそのほとんどを占めています。そういったこともありますて、処遇改善加算を取得できない小規模零細事業者が基本報酬減額の影響を受けているものと推測しております。処遇改善加算の加算率を高く設定したとしても、基本報酬が減額された状態では地域の介護サービスを支える小規模零細事業者の存続が危ぶまれることは明らかであります。そのため、令和9年度の定期改定に当たっては、このような事業者が持続的・安定的に運営が行えるよう、適切な報酬設定を行っていただきたいと要望するところであります。

また、事務手続については、以前より全国市長会として申し上げてまいりましたが、事業者や保険者の事務負担が増加しないよう御配慮をお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、新田参考人、よろしくお願ひします。

○新田参考人 ありがとうございます。本日は、大石委員が公務により参加できなかったため、長崎県福祉保健部長の新田が参考人として出席をさせていただいております。

資料1につきまして、1点御意見を申し上げます。今回示されました令和8年度介護報酬改定におきまして、最大月1.9万円の賃上げを実現するためには、ケアプランデータ連携システムへの加入や、生産性向上推進体制加算の取得が必要とされておりますが、いずれも現時点において十分に普及していない状況でありますので、今回の改定を契機といたしまして事業所の環境整備が進み、普及促進につながることを期待しております。

ケアプランデータ連携システムにつきましては、国民健康保険中央会のホームページから全国の普及状況を見ることができますが、市町村によっては普及率に大きな差がございます。本県といたしましても、モデル事業の実施や保険者向けの研修会の開催などに取り組んでいるところですが、さらなる普及促進に向けては、介護ソフトのベンダーによる事業所への協力を促すことや、周辺事業所への波及効果が見込まれる地域包括支援センターへの導入促進など、国による一層の支援をお願いいたします。

また、生産性向上推進体制加算につきましては、本県でも取得する事業者が限られている状況にあります。事業者への聞き取りによりますと、制度の認識や理解が十分でないことや、下位の加算（Ⅱ）については、利用者への満足度調査など、必要な手間に対し加算

される単位数が少ないとから、制度が普及しないのではないかといった御意見がございました。このような要因につきましてはしっかりと把握を行い、制度の周知を一層進めるとともに、報酬の見直しや事業所への支援を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、田河参考人、よろしくお願ひします。

○田河参考人 ありがとうございます。健保連の田河です。

今回お示しいただきました令和8年度介護報酬改定案の介護職員等処遇改善加算の拡充につきましては、介護従事者の確保が喫緊の課題であること等を踏まえれば理解できるものであり、12月の分科会の審議報告や、あるいは大臣折衝事項に沿ったものとなっており、異論はございません。賃金の改善や要件を設けたことによる職場環境の改善等が確実に行われているか、効果検証等もしっかりと実施していただきたいと思います。

また、令和8年度の審議報告の中の令和9年度改定に向けた課題にもその趣旨を記載いたしましたが、今後も介護給付費が増大する一方で、生産年齢人口の急減が見込まれる中、今後の介護報酬改定に当たっては、できる限り保険料負担の増加を抑えることを念頭に、給付と負担の在り方や介護給付費の適正化、介護現場の生産性向上、財源構造の見直しも含め、メリハリのある介護報酬改定等につきまして十分な検討・議論を行うなど、制度の持続可能性を重点に置いた見直しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、中島委員、よろしくお願ひいたします。

○中島委員 全国町村会、茨城県美浦村の、中島でございます。

今般の改定において、令和9年度を待たず、改定率2.03%の期中改定を実施していただけることについては評価をしております。しかしながら、他産業はどんどん賃上げを行っている状況であり、そのような中でも介護職を選んでもらえるようにすることが重要であります。他産業の動向も注視しながら、今後も報酬について検討していただき、また、報酬面と併せて働きやすい職場環境の整備を進めていただくよう、よろしくお願ひいたします。

一方で、介護保険財政は非常に厳しく、保険料のさらなる増嵩も懸念されますので、国のさらなる支援が必要であると思います。さらに、町村には小規模な事業者が多いため、処遇改善加算の拡充による事務負担に対しても配慮していただくよう、お願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、小泉委員、よろしくお願ひします。

○小泉委員 ありがとうございます。全国老人福祉施設協議会の小泉でございます。

まず、次期改定を待たずに期中改定を実施し、他の職種と遜色のない処遇改善に向けて、迅速かつ踏み込んだ対応をいただいたことに心より感謝申し上げます。

特に今回の改定においては、処遇改善加算の対象を介護職員のみならず、幅広い介護従事者まで拡大いただいたこと、並びにこれまで対象外であった居宅介護支援事業所や訪問看護等へも加算を新設いただいたことは、現場の士気向上と人材確保の観点から非常に画期的な措置であると高く評価をしておるところでございます。

加えて、物価高騰が続く中で、食品の基準費用額を引き上げ、事業所の運営の安定化に御配慮いただいた点についても重ねて感謝を申し上げます。

最後に、令和9年度改定に向けた検討事項として1点要望がございます。現在養護老人ホームや軽費老人ホームにおける特定施設入居者生活介護については、生産性向上推進体制加算が位置づけられていますが、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護においては、当該加算が制度上位置づけられていません。その結果、実質的に同様のサービスを提供しているにもかかわらず、外部特定施設の職員は、生産性向上や協働化に伴う月額7,000円の上乗せ措置を享受できない仕組みとなっております。この格差を是正するため、令和9年度改定におきましては、外部特定施設でも生産性向上推進体制加算を算定可能とする、あるいは訪問通所サービス等の例に倣いケアプランデータ連携システムへの加入を要件とするなど、等しく処遇改善の恩恵が届くよう、柔軟な評価の在り方を検討いただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、石田委員、よろしくお願ひします。

○石田委員 よろしくお願ひいたします。

今回の臨時の介護報酬改定について。介護従事者の処遇改善ということで、他職種の人たちと遜色がないということを目指すとされております。ただ、実際的に他職種との賃金格差については、介護職員の給与が全産業平均と比べて6万の差だったところ8万円に拡大しているという状況の中で、今回の臨時対応というのは評価できるとはいえ、本当にこれで十分かというと、まだまだ目標に達していないと思っております。

幅広く全介護従事者に月1万の賃上げを実現することですが、そのほかの対応については全て加算によって上乗せされるという形になっております。これまで各委員の方からも御発言がありましたが、その加算に対する事務の対応等につきまして、全ての事業所がすべからく対応できるということではないという環境にあれば、この待遇改善というのが本当に十分なのかどうかということについて、まだ様々に課題が残されていると思っております。加算ではなしに、根本的に基本報酬が上がらなければ、多くの事業所はまだ苦しい経営状態が続いている状況にあります。今回の改定の次にあります次期改定においては、介護報酬について基本報酬の大幅な引上げを目指したものでないと、他職種と遜色のない処遇に改善する事は難しいと思います。ぜひ次回介護報酬改定についてはその辺の

ところを目指していただきたいと思っております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、及川委員、よろしくお願ひします。

○及川委員 ありがとうございます。日本介護福祉士会の及川でございます。意見を2点申し上げます。

令和8年度改定に当たっては、重要事項説明書等の書き換えや利用者への説明等、事務作業が発生することになりますが、事務所の責務とはいえ、管理者も含めて利用者へ説明する職員の制度理解が追いついていないとの声も聞こえております。改正の内容を正しく国民に理解いただく重要性を踏まえれば、介護現場の皆様の理解を促すさらなる工夫をぜひ検討いただきたいと思います。

もう一点でございます。令和8年度の特例要件において、処遇改善加算等のキャリアパス要件、職場環境等要件については、制約で可能とされておりますが、実際に取組につながるような後押し等の対応も検討いただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、田母神委員、よろしくお願ひします。

○田母神委員 ありがとうございます。資料1について意見を申し述べます。

今回の改定におきまして、介護職員等処遇改善加算の対象に訪問看護等も追加いただきまして誠にありがとうございます。2040年に向かって増大する介護・医療の量的・質的ニーズに対応する上で、介護サービス提供の根幹である人材の確保が喫緊の課題と考えております。一方で、公的価格の制度下にある介護サービスにおける処遇改善は、他産業と比べ低調であり、またその状況が続いております中、他産業との人材の引き合いにおいて、さらなる人材流出が大きく懸念される状況であると考えております。

令和9年度報酬改定に向けましては、今般の介護報酬改定における処遇改善の効果検証等を早期に行い、処遇改善状況を職種別に把握するとともに、他産業との賃上げ状況と比較の上、要介護高齢者のニーズに応える幅広い職種の人材確保に向けて、他産業並みの処遇改善率を確保する必要があると考えております。

併せて、今回新たに対象となりました訪問看護事業所は小規模な事業者が多い状況にありますため、今後本会といたしましても関係団体と連携し、算定が進むよう周知に力を入れてまいりますが、申請に関する事務手続が負担となり、事業所が届出を断念するがないよう、引き続き手続きの簡素合理化について取り組んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、江澤委員、よろしくお願ひします。

○江澤委員 まずは今回の介護報酬改定の対応には感謝を申し上げたいと思っております。

その上で、今回の対応による実態の調査を十分に行い、令和9年度介護報酬改定の議論に資するよう、取組をよろしくお願ひしたいと思っております。

もう一点は、基準費用額の見直しで低所得者である第3段階の利用者の方の負担が若干増えますので、その点についてはしっかりとどういった状況になっているのか、お困りの方がいらっしゃらないのか、フォローアップをしていただきたいと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、田中委員、よろしくお願ひいたします。

○田中委員 ありがとうございます。田中でございます。

期中での報酬改定、ありがとうございます。介護医療院では処遇改善加算の取得率が低いということがいつも議題に上っておりますけれども、こちらも以前より申し上げておりますように、医療部門との協調を取らなければいけない同一法人の場合には、どうしても診療報酬と介護報酬の協調、足並みをそろえるということが非常に重要になってまいりまして、同一法人の同一職種に同じような処遇が行えるように、ぜひ課をまたいで相談をしていただきたいというふうに引き続きお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、松島委員、よろしくお願ひいたします。

○松島委員 全国老人クラブ連合会でございます。

介護保険制度につきましては、社会経済の維持に大変重要な役割を担っているというふうにも認識しております、今回の報酬改定の必要性については十分理解できるところでございます。一方で、利用する立場である高齢者から見た場合に、医療保険に比較しますと、介護保険の利用者というのは非常に限られてございますので、そういう点では、当時者の理解、それからこの保険制度を支えるほかの世代の方々の理解についてもなかなか進んでいないのではないかと感じておるところでございますので、繰り返しになりますが、今後も国の方でこの制度改正について丁寧に国民の理解を得るというような取組をぜひお願ひしたいと思ってございます。

私からは以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、奥塚委員、よろしくお願ひいたします。

○奥塚委員 ありがとうございます。

今回の措置は、物価や賃金の上昇といった社会経済情勢の変化にしっかりした対応を取る必要な措置であったと思っておりまして、そういう意味で評価をいたしたいと思います。保険者として、今回の措置が介護従事者の処遇改善等定着につながりまして、結果としてサービスの質の向上・維持に結びついているのかということを検証していただくことが大

事だと思いますので、どうぞこの点、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょう。よろしゅうございますでしょうか。

御意見ありがとうございました。

これでおおむね議論も尽くされたと思いますので、特段さらなる御意見がないようでしたら、オンラインで出席の皆様におかれましては、お手元の画面に映写したとおり、さらに会場の方はお手元の資料のとおり、当分科会としての諮問のとおり改正することを了承する旨、社会保障審議会長への報告として取りまとめたいと思いますけれども、この点、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、よろしければ、こちらの案をもちまして当分科会の報告とさせていただきます。

この後の段取りは、社会保障審議会長にこの旨を報告し、その後、社会保障審議会長から厚生労働大臣のほうに答申するという手順となります。

今までの議論、どうもありがとうございました。

事務局より今後の取扱いにつきまして説明をお願いいたします。

○村中企画官 本日はありがとうございました。

当分科会より了承の旨の御報告をいただいた介護報酬の告示につきましては、今後、社会保障審議会からの答申をいただいた後に、1か月ほどのパブリックコメントに付しまして、その後、関係通知と併せて交付をさせていただく予定でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

これをもちまして令和8年度介護報酬改定に関する当分科会での議論は終了となりますけれども、ここで黒田老健局長より御挨拶がございますので、よろしくお願ひいたします。

○黒田老健局長 貴重なお時間をいただきまして恐縮でございますが、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

田辺分科会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、昨年9月以降、本日を含めて7回、精力的に御審議いただきまして、本日改定案に関する答申をいただきました。心より御礼を申し上げます。答申を受けまして、6月の施行に向けて告示・通知の発出などを進めまして、円滑な施行に向けて準備を整えていきたいと存じます。

この場をお借りして、日々現場で介護サービスを継続して提供いただいている事業者の方々、現場で働いてくださっている皆様方に対しまして厚く御礼を申し上げます。

最後に、委員の皆様方に引き続きの御指導を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶を申し上げます。どうもありがとうございました。

○田辺分科会長 黒田局長、どうもありがとうございました。

次に、議題2の「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和8年度調査）の進め方及び実施内容について」、議論を行いたいと存じます。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○堀老人保健課長　老人保健課長でございます。

令和8年度でございますけれども、介護事業経営実態調査、介護従事者処遇状況等調査、また、本日お諮りしております改定検証の調査等を実施する予定でございます。このうち、介護事業経営実態調査、介護従事者処遇状況等調査については、また別途お諮りをさせていただきますけれども、本日は令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和8年度調査）の進め方について、まず資料2を用いて御説明をさせていただきたいと思います。資料2を御覧ください。

本調査につきましては、令和9年度介護報酬改定の議論に資するデータを収集するという観点から、例えば前回改定の前年度、令和5年度に行った調査でも行いましたけれども、これまでの改定の前年度に行った調査の例にのっとりまして、秋頃をめどに速報値をお示しすることができるような日程で進めてはどうかと考えてございます。

具体的には、調査票につきましては、年度明け速やかに介護報酬改定検証・研究委員会の調査検討組織で御議論いただきまして、介護給付費分科会委員の御意見、確認をいただいた上で、各調査の委員長に御一任をいただくということで、調査の収集・分析等の時間を確保いたしまして、9月をめどに速報値の集計を目指すこととしてはどうかということでございまして、具体的なスケジュールについては、資料で記載をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、資料3を御覧ください。来年度実施を予定しております調査の内容について御説明をさせていただきます。

まず、1ページの2つ目「調査項目」に記載させていただいている2つの項目について、来年度は調査を実施したいと考えてございます。個々の調査について概略を説明させていただきたいと思います。

1つ目の調査は、2ページを御覧ください。高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業について、御説明をさせていただきます。本調査につきましては、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、今後の課題として連携体制に係る実態や課題等を把握した上で、連携体制の構築を推進するために必要な対応を行うとともに、次期介護報酬改定に向けて引き続き検討していくべきとされたこと、また、感染症への対応として、都道府県における協定締結の状況や高齢者施設等における連携の取組状況を把握し、さらなる連携の強化に向けた対応を検討していくべきとされたことを踏まえまして、施設サービス及び居住系サービスについて、協力医療機関との連携の実態や協定締結医療機関との連携状況、協力医療機関との連携に向けた自治体による支援の状況を調査することで、今回の計画期間中における連携体制のさらなる推進、及び次期改定に向けた検討に資する基礎資料を作成することを目的に実施をするも

のでございます。

調査客体については、令和7年度調査時の調査客体と同様の施設等及び自治体を調査の客体としたいと考えてございます。

また、主な調査項目でございますが、令和7年度同様、施設調査におきましては、施設及び事業所の基本情報、協力医療機関との連携状況、急変時の対応状況、感染症の対応を行う医療機関との連携、また、自治体調査においては、自治体における体制、施設等と医療機関との連携状況、届出の受理体制、連携に向けた行政による支援について調査をいたします。

以上の調査によりまして、協力医療機関との連携の実態推移や課題、自治体による支援の状況等を調査することで、今回の計画期間中における連携体制のさらなる推進、及び次期改定に向けた検討に資する基礎資料を作成していく予定でございます。

次に3ページを御覧ください。2つ目の調査でございます。離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査研究事業について御説明をさせていただきます。

本調査につきましては、中山間・人口減少地域においても利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、事業者の経営の安定の観点から、介護報酬において適切な評価を行うことが必要であり、離島・中山間地域・豪雪地帯等において設けられている3種類の加算について、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の内容も踏まえ、離島・中山間地域・豪雪地帯等における介護サービスの提供、支援・評価の在り方について検討するための基礎資料を作成することを目的としております。

調査内容の詳細については今後調査票設計段階で改めて検討してまいりますけれども、現時点では調査客体としては訪問系サービス、通所系サービス、多機能系サービスに加え、都道府県や市町村への調査を想定しております、調査項目については、事業所へのサービス提供状況。これは利用者数とか移動距離、移動手段、移動時間等や事業所の収支の状況、経営課題等を中心とした調査の設計を想定してございます。

以上の調査によりまして、離島・中山間地域・豪雪地帯等における介護サービスの提供、支援・評価の在り方について検討するための基礎資料としてまいりたいと考えてございます。

資料2、資料3の説明は以上でございます。

○田辺分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がございました事項につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。では、志田委員、よろしくお願ひします。

○志田委員 ありがとうございます。

資料3の別紙2にある離島・中山間地域・豪雪地帯等の各種加算の調査について、質問がございます。介護保険部会では、中山間・人口減少地域のサービス提供体制について意見がまとめられています。その意見では、今後介護給付費分科会で中山間・人口減少地域なども審議する予定になってますが、今回の調査の離島・中山間地域・豪雪地帯等は、

介護保険部会の中山間・人口減少地域と同じ範囲とイメージしていいのかどうかを教えていただきたいと思います。私が暮らす山形県は県全域が豪雪地帯に指定されていますが、対象となる自治体あるいは保険者についてもう少し詳しい説明をお願いいたします。

なお、今回のテーマではございませんけれども、新年早々、株式会社東京リサーチが、2025年の介護保険事業者の倒産が過去最多、訪問介護が突出しており、認知症グループホームも増加という大変心配なレポートを公表しています。認知症の本人や家族にとって、訪問介護や認知症グループホームは必要不可欠な給付です。特に長期にわたり改善策が見出せないでいるホームヘルパーの慢性的な不足状態は、何としても本気になって解決していただきたいテーマです。ぜひ次期介護報酬の検討に当たっては、訪問介護あるいはホームヘルパーについて給付を維持するための方策を議論していただくことを切に要望いたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

1点御質問がございましたので、お願いいいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

御質問い合わせました2つ目の調査、離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査と、介護保険部会のほうで議論いただいておりました中山間地域の定義等との関係について御質問をいただいたと考えてございます。

まず、介護保険部会のほうで議論いただきまして、今後介護給付費分科会のほうで具体的な検討を進めることとされております中山間地域の定義を含めました件については、今後改めて本分科会でも御議論いただけるように進めていきたいと考えておりますけれども、当然重なってくる部分があろうかと思いますが、まずは既存の加算の制度として設けられております、資料3の3ページに記載をさせていただいております特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域に居住する方へのサービス提供加算等の算定ということをベースにしながら、その状況について把握させていただく調査をやらせていただきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○田辺分科会長 志田委員、よろしくございますか。

それでは、御了解いただいたものとして。長内委員、よろしくお願いいいたします。

○長内委員 ありがとうございます。

まず、この調査につきましては、この4月から各保険者は第10期の介護保険事業計画の策定に向けての素案等の作成作業が始まりますので、次期計画の策定に当たってこの調査を活用することができるよう結果や分析を共有いただきたい。また、調査項目としまして、離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査研究事業が挙げられておりまして、当該地域における介護サービスの提供、支援・評価の在り方の検討に資する基礎資料を作成することが目的とされているところであります。調査の実施に当たりまし

では、単に当該地域における状況調査にとどまらず、昨年末に介護保険部会において取りまとめられました『介護保険制度の見直しに関する意見』において提案された“介護サービス事業として実施する仕組み”について、今後、具体的な制度論等を議論する際の根拠として活用できる調査となるよう、調査項目を設定していただきたいと考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、田母神委員、よろしくお願ひいたします。

○田母神委員 ありがとうございます。

資料3別紙1と2について意見と1点質問でございます。別紙1につきまして、今後施設等で暮らす要介護高齢者の増加に伴い、状態の変化や高齢者救急への対応、感染症への対応など、課題がより大きくなることが想定されますので、各地域での介護と医療の一層の連携強化が不可欠であると考えております。この課題に対しましてより具体的な方策を示す意味でも、これまでの調査結果を踏まえ、課題となる事項を深掘りするような調査内容とし、また、各地域の状況は異なるといたしましても、介護・医療施設のみならず、行政等の地域の関係者の参画の下に連携体制が構築されている地域の好事例を把握するなどの取組も必要であると考えております。連携体制を構築する上で、複数施設間での情報連携の側面での取組も重要であると考えております。

質問でございますが、これまでの分科会でも医療機関を対象とした調査の必要性について御意見、指摘があったと思います。今回の実施計画において医療機関は対象外となっておりますが、既に別の調査で医療機関から見た課題などが把握されているのか、御説明をお願いしたいと思っております。

別紙2に関してでございます。離島・中山間地域等でのサービス提供に当たり、移動距離が長距離、長時間に及ぶ場合、経営面への影響もありますので加算が設けられていると思いますけれども、加えて自治体による経費面での事業所支援や今般の補正予算における介護事業所等に対するサービス継続支援事業等による経費支援などがなされていることは、人口減少社会におけるサービス提供の継続に当たり、重要な取組であると考えております。

経費の支援以外にも、例えばサテライト事業所を置く場合の事業所の場所の確保に関する支援や、様々な自治体からの支援の例もあると思いますので、調査におきましては、サービス提供の状況や、事業所の収支の状況、行政からの幅広い支援などもより具体的に把握いただきたいと考えております。

最後に、訪問看護に関しましても、訪問看護事業所のサテライト事業所の指定など、既にある枠組みの活用についても把握いただく必要があると考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

1点、病院側からの調査というのがあるのかというのがございましたので、よろしくお願いします。

○堀老人保健課長　老人保健課長でございます。

協力医療機関についての医療側からの調査は既に実施しているものがあるのかという御質問でございました。協力医療機関に関する医療機関側の調査といたしましては、保険局が昨年5月から7月に、中医協の下にございます入院・医療等の調査・評価分科会の下で、入院・外来医療等における実態調査を実施しております、この調査の中で協力医療機関となっている介護施設等の数とか、どのような医療を提供しているか、また、介護施設側から依頼を受けたけれども断った場合の理由などにつきまして把握が行われているものと承知しております。次回9年度改定に向けては、こうした医療機関側から把握をされている調査の結果も踏まえながら検討してまいりたいと考えてございます。

○田辺分科会長　田母神委員、よろしゅうございますか。

○田母神委員　そうした情報も踏まえた検討となる必要があると思います。ありがとうございます。

○田辺分科会長　それでは、小泉委員、よろしくお願ひいたします。

○小泉委員　ありがとうございます。

まず、令和6年度改定の効果検証に於きましては、昨今の激しい物価高騰や他産業の賃上げ動向を踏まえ、介護事業経営の状態が社会全体の経済状況と比較してどのような立ち位置にあるのか、その差異を的確に把握し、次期改定の基礎資料としていただきたいと考えます。

次に、協力医療機関との連携におきましては、中には医療機関側から料金が見合わないという理由で連携協定締結を断られる事例が見受けられます。本来この高齢者施設と医療機関の連携締結は特別な金銭授受を前提とすべきものではありませんが、現実には費用との乖離が締結の障壁となっております。また、協力医療機関に求められる相談対応、夜間等の往診対応、急変時の入院受入れ等の要件は、医療機関側の理解と協力が不可欠でございます。これらは施設側の努力だけでは解決困難な課題でありますので、行政による仲介や地域医療構想との整合性を持たせた関与など、円滑に連携が進むための方策の在り方について、実態調査を通じて検討していただきたいと考えます。

そして、離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算についてですけれども、このような地域、特に豪雪地帯におきましては運営上の不利益が非常に明確となっております。具体的に申し上げますと、施設サービスであっても、冬季の光熱水費、除雪のための重機や消雪設備の維持管理、車両装備の維持費、また、屋根の雪下ろし等に係る高額な費用、降雪・積雪対策費、降雪期安全対策費など、他地域にはない多大なコストが発生しています。今回の調査項目にある収支の状況において、このような雪害対策費とも言える具体的な経費項目を明示して、施設サービスを含め調査することで一律の報酬体系では賄い切れない実情を数値として抽出できることだと思いますので、そのような調査を強く求めるところでございます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、石田委員、よろしくお願ひいたします。

○石田委員 よろしくお願ひします。

まず、資料3別紙1のほうで、高齢者施設等と医療機関の連携体制、協定締結医療機関との連携状況という調査についてです。医療機関と、あとは施設サービス及び居宅系サービスというところでそれぞれの施設等が紹介されております。そこで、この調査を実施する際に、特にケアマネジャーの役割とかケアマネジメントが果たす機能という点について、高齢者施設等と医療関係の連携体制や協定締結医療機関との連携状況の中で、どのような位置づけなのかを知りたいなと思っております。とくに高齢者施設等の中には特定施設入居者生活介護なども含まれておりますので、もしも可能であれば、今回の調査研究の中でケアマネジメントの役割とか位置づけ、さらにケアマネジャーの果たす役割・機能などを調べていただければと思っております。これは要望です。

別紙2の離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算の在り方の調査について。先ほど御質問もありました。今回中山間・人口減少地域というところの類型が提示されまして、そこにおけるサービスというのが今後検討されていくことになっています。先ほどの説明では、それに基づく基礎データとして今回のこの調査があるということでした。つまり、この調査については、現在3種類の加算がされているエリアに限ってもう一回調査をするということになっているかと思います。サービス類型ごとにそれぞれサービス内容に関するデータ、利用者数等の内容を調べるということですが、これとともに、介護保険部会で言われております中山間・人口減少地域におけるサービスの類型の形を今後検討していくわけですから、今回の調査とともに、それにつながる関連調査というのが引き続きが必要になるのではないかと思います。あるいは今回の調査結果から、その方向性が出されるのかどうか、その辺のところも確認したいと思っております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

この点、いかがでしょう。調査設計の中身だと思います。

○堀老人保健課長 先ほどの志田委員へのお答えと同じような形になってしまふかもしれませんけれども、まずは既存の加算が設定されている地域への調査ということを基本としながら、調査設計の中でどこまでどういったことが取り込めるかということは、御指摘も踏まえながら少し検討させていただきたいと思います。

○田辺分科会長 石田委員、よろしゅうございますか。

○石田委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○田辺分科会長 それでは、田中委員、よろしくお願ひします。

○田中委員 ありがとうございます。日本慢性期医療協会、田中でございます。

私からは同じように、調査項目の2番についてお話をしたいと思います。先ほど課長さんからもお話がありました既存の僻地、山間地域というところでは、実は既に介護事業所

が撤退しているということはないでしょうか。調査をしてももう意味がないということがないよう、配慮が必要だと思っております。時代が変わる中で、新たに僻地相当となっている地域はないかを見る必要があると思います。その地域が、いかに移動などを含めて生活しにくい場所かを把握し切れていないのではないかと危惧しています。

豪雪地帯であってもなくても、例えば一般の地図だけでは分かりにくい高低差のある地域、公共交通機関が撤退をしてしまっている地域、川や谷があり、橋を渡るために遠回りしなければならない地域など、在宅支援、通所支援が見込み以上に困難な地域への配慮を考えていかなければ、撤退・撤収する地域がじわじわ広がっていくのではないかと考えます。

今後は診療報酬で細かく人口動態を見る地図や高低差を含む地図などをAIに読み込ませるなどの手段を用いて、深く在宅にサービスが届きにくくなる地域のあぶり出しを行い、介護事業所の負担を減らしていただきつつ、次回以降の報酬改定に活用してほしいと希望いたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、及川委員、よろしくお願ひします。

○及川委員 ありがとうございます。日本介護福祉士会の及川でございます。

1点のみ御意見を申し上げます。令和6年度介護報酬改定の効果検証についてでございますが、これまでも指摘をさせていただいておりましたが、訪問介護サービスについては、通常の訪問介護と集合住宅の訪問介護を区別して整理をいただくようお願ひいたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょう。では、平山委員、お願ひいたします。

○平山委員 連合の平山です。

調査研究についてですけれども、離島・中山間地域・豪雪地帯等における状況の調査を行うということで、包括的な評価の仕組みの導入が検討されていることも見据えると、しっかりと現状把握を行って今後の基礎資料を作成することは非常に重要と考えております。スケジュールに沿って進めていただきたいと考えております。

離島・中山間・豪雪地帯等に所在する事業所は小規模なところも多く、地域によっては事業所数やサービス内容にばらつきがあり、回答数が少ない場合には、データの信頼性が低くなるのではないかという懸念があります。また、昨年12月12日、第250回介護給付費分科会で報告いただいた高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業の施設・自治体調査の速報では、「集計していない」と回答した都道府県が一定数あったと記憶しております。対象事業所にきちんと回答いただいて、信頼できるデータが得られるようお願ひいたします。

なお、豪雪地帯においては、季節によってサービス提供状況や移動時間は異なる可能性

があると考えております。通常の時期と冬の時期、両方の状況を回答いただくななど、回答側にとってあまり負担とならない範囲でできるだけ正確なデータが得られるよう、工夫も必要だと考えております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、濱田委員、よろしくお願ひします。

○濱田委員 ありがとうございます。

資料3別紙2の離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算の在り方調査研究事業についてでございますが、調査客体が各サービスとなっておりますが、第246回の当会におきまして、地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業の結果報告にもございましたように、全国的な事業所の休廃止数は居宅介護支援事業所が最も多い状況にあります。これは今回の調査対象である離島・中山間地域・豪雪地帯等が多い傾向となっている可能性もあります。このため、先ほど石田委員からも御意見がございましたけれども、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターについても調査客体に加えることを御検討いただければと存じます。

また、田中委員からも御意見がございましたが、既に休廃止となって既に事業所が存在しない地域におきましては把握が困難ですので、例えばその自治体様のほうから状況をヒアリングいただくとか、子細なことで恐縮ございますけれども、また御検討いただければと存じます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょう。よろしゅうございますでしょうか。

御意見ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、本日各委員からいただきました御意見等を十分に踏まえた上で、引き続き調査の中身などを詰めていただきますようお願い申し上げる次第です。

本日の審議はここまでにしたいと存じます。

最後に、次回の分科会の日程などにつきまして、事務局のほうより御説明をお願いいたします。

○村中企画官 次回の日程は、事務局から追って御連絡をさせていただきます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。お忙しいところ御参集賜りましてありがとうございました。